

○藍住町子どもはぐくみ医療費助成条例施行規則

平成9年8月15日  
規則第80号  
改正 平成10年11月30日  
平成18年9月29日  
平成20年1月30日  
平成20年2月27日  
平成21年6月29日  
平成21年9月25日  
平成22年3月30日  
平成22年5月28日  
平成23年6月1日  
平成24年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、藍住町子どもはぐくみ医療費助成条例(昭和48年藍住町条例第95号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4項の規則で定める法令)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(条例第2条第5項の規則で定める医療)

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次の各号に掲げる医療とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第2項に規定する療育医療
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5による小児慢性特定疾患治療研究事業
- (4) 昭和48年4月17日衛発第242号による特定疾患治療研究事業
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に規定する災

害共済給付

(6) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助

第4条及び第5条 削除

(条例第4条第1項に規定する額)

第6条 条例第4条第1項に規定する額は、病院若しくは診療所等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護診療費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に対し定める額とする。なお、医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により、助成者が負担することになる費用が次の額に満たないときは、当該金額とする。

- (1) 入院に係る医療費 満6歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 600円
- (2) 通院に係る医療費 満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 600円

(子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請)

第7条 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に町長が必要とする書類を添付して町長に提出するものとする。

2 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請を行った者は、町長が所得額に関する書類等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を町長に提出しなければならない。

(子どもはぐくみ医療費受給者証の交付)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、子どもはぐくみ医療費受給者証(様式第2号)(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

2 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第9条 受給者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日

(2) 対象子どもの氏名及び生年月日

(3) 再交付申請の理由

(4) 受給者証の番号

2 前項の申請が受給者証を破り、又はよごしたことになるものときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(受給者証の変更届)

第10条 受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に、変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 受給者の氏名

(2) 対象子どもの氏名

(3) 住所

(4) 加入社会保険名

2 町長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

(子どもはぐくみ医療療養費請求用領収書の交付)

第11条 町長は、第8条第1項の規定により受給者証を交付したときは、受給者に対し、必要に応じ、子どもはぐくみ医療療養費請求用領収書(様式第6号)を交付するものとする。

(受療の手続)

第12条 受給者は、医療を受けようとする際、条例第4条の規定によらない場合は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 被保険者証又は組合員証

(2) 受給者証

(受給者証の返還)

第13条 保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったときその他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(支払の特例)

第14条 町長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者

に対し、子どもはぐくみ医療費を支給するものとする。

(1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合

(2) 医療保険各法の規定による療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による療養を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により子どもはぐくみ医療費の支給を受けようとする助成対象者は、子どもはぐくみ医療療養費請求書(様式第5号)に保険医療機関等が発行する領収書又は子どもはぐくみ医療療養費請求用領収書(様式第6号)、その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第15条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

(2) 健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたもの

(第三者の行為による被害の届出)

第16条 子どもはぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに町長に届け出なければならない。

(子どもはぐくみ医療台帳)

第17条 町長は、受給者について子どもはぐくみ医療台帳(様式第7号)を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成10年11月30日)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前に交付され、規則施行後の所得制限を超えない受給者の受給者証の有

効期限は、平成19年6月30日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児等が、満7歳の誕生日の前日の属する月の末日をこえることはできない。

附 則（平成20年1月30日）

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年2月27日）

- この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 平成20年2月1日に行われた乳幼児等医療に係る支払の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成21年6月29日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月25日）

- この規則は、平成21年11月1日から施行する。
- この規則の施行前に交付され、規則施行後の受給者の受給者証の有効期間は、平成22年6月30日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児等が、9歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。

附 則（平成22年3月30日）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日）

- この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 平成22年7月1日から平成22年7月31日までの受給者証の交付に係る規則第8条第2項で定める有効期間は、同項の規定にかかわらず、翌年の7月31日までとする。

附 則（平成23年6月1日）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

ただし、第8条第2項の規定及び様式第2号の1、第2号の2及び第2号の3の規定は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

様式第1号(第7条、第8条関係)

決				受 付	平成 年 月 日
裁				伺	平成 年 月 日
				決 定	平成 年 月 日
受給資格要否			発 行	平成 年 月 日	
要・否（理由）			加入保険	国保 被用者	
			附加給付の有無		
前年又は前々年の所得額			受給者証番号		

注 上欄は、記入しないこと。

㊦ 子どもはぐみ医療費受給者証交付申請書					
			平成 年 月 日		
藍住町長 殿		住所 藍住町			
		申請者 マンション名			
		氏名 印			
		(電話 ー )			
		(携帯電話 )			
この申請に関するものに限り、税務課の税務資料の閲覧に同意します。					
子 ど も	ふりがな		男女の別	男 ・ 女	
	氏 名		生年月日	平成 年 月 日	
加 入 保 険	記 号	番 号	保 険 者 名		
	所 在 地		附加給付の給付基準		
	主として生計を維持する親権者(続柄)				
	ふりがな		生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	
	氏 名				
	扶養親族数		職 業		
	勤 務 先	(電話 ー )	年所得		

注 申請書を提出する場合は、被保険者証又は組合員証を持参すること。

児童手当	用紙渡し済	個人コード	
	処理済み	健康診査受診表	
	非 該 当		





様式第7号(第17条関係)  
(A-4)

子どもはぐくみ医療台帳

受給者番号	第 号	子ども個人コード	
受給者 氏名	(ふりがな) 名	男・女	住 所
	生 年 月 日		電 話 番 号
旧 氏名	(ふりがな) 名	男・女	住 所
	生 年 月 日		電 話 番 号
子 氏名	(ふりがな) 名	男・女	住 所
	生 年 月 日		電 話 番 号
受給者証	交付年月日	有 効 期 間	交付事由
資格喪失 (備考)	年 月 日	事 由	

様式第1号(第7条、第8条関係)

様式第2号の1(第8条関係)

様式第2号の2 削除

様式第2号の3 削除

様式第3号の1 削除

様式第3号の2 削除

様式第4号 削除

様式第5号(第14条関係)

様式第6号(第11条、第14条関係)

様式第7号(第17条関係)